

別記様式第1号(第四関係)

川南町農村地域活性化計画

宮崎県川南町

令和4年9月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	川南町農村地域活性化計画
都道府県名	宮崎県
市町村名	川南町
地区名(※1)	川南町農村地域地区
計画期間(※2)	令和4年度～令和6年度

目 標 : (※3)

国の人口問題となっている少子高齢化による人口減少は、川南町でも例外なく深刻な課題となっています。さらに、基幹産業である農業の担い手も高齢化と働き手の不足により、近い将来、産地を維持することができないほど危機的な状況に陥っています。しかし、現在はコロナ禍で都市圏からの地方移住が加速している状況です。これをチャンスと捉え、「川南町トレーニングハウス就農団地」を整備することで農業の担い手の確保と町への移住定住人口を増加させ、町全体の活性化を図ります。

【目標】

「川南町トレーニングハウス就農団地」を整備することで増加する移住による新規就農者数 16人

目標設定の考え方

地区の概要:

川南町は、日向灘に面した宮崎県のほぼ中央部に位置する人口14,977人、世帯数6,034世帯(令和3年11月1日時点)の町です。戦後、国の開拓事業によって全国から農業を志す人々が集まってきたことから開拓者たちの出身地は全都道府県に及び、「川南合衆国」とも呼ばれ、旧農林省発行の「戦後開拓史」には、青森県十和田市、福島県矢吹町とあわせて「日本三大開拓地」の一つとしてあげられています。

町の総面積は、90.12km²あり、農用地が36.0%、森林が35.5%を占め、豊かな自然を背景に全国に美味しい農産物を届ける有数の食料生産地となっています。産業は、広大な台地を利用した牛、豚、鶏の大規模な畜産業が盛んとなっていて、2019年の農業算出額は222億円(農林水産省:市町村別農業産出額)あり県内トップクラスとなっています。また、温暖な気候を利用した施設園芸も盛んで、近年、ピーマン、いちご、トマト等の青果物に町、JA、生産者が一体となり特に力を入れて生産力の向上を図っています。

このような背景のもと、令和3年3月に策定した「第6次川南町長期総合計画」では、「地域と人が輝くまちづくり」を基本目標として、農業の振興にはトレーニングハウスの仕組みを活用した新規就農者の支援という施策を行うことで農業後継者の育成を目指しています。

現状と課題

国勢調査によると、川南町の総人口は、1985(昭和60)年の18,480人から2015(平成27)年に16,109人となり、この30年間で約2,300人、12.83%減少しています。この原因は、バブル期から続く大学進学率の上昇や都市部への就職の増加に伴う若者の流出による人口減に加え、2000(平成12)年頃からは出生数より死亡数が多い状態であり、人口減少に歯止めがかからない状況です。このことは、農業分野も例外ではなく農林業センサスによると、川南町の総農家数が2015年(平成27)年の937戸から2020年(令和2)年には788戸となり、5年間で149戸、15.90%減少しています。農業者が高齢となり離農するケースや後継者が安定した別の職業に就く傾向があり、今後も農業者が減少していくことが予測され、担い手の確保・育成が必須となっています。そのため、本町では新規就農者に高収益品目である促成栽培の「さららピーマン」を推進しています。宮崎県が台風の通り道となっているため、台風被害を防ぎ安定して農業経営を維持していくには、耐風速強度50m/秒を持つ低コスト耐候性ハウスでの営農が望まれます。しかし、低コストとはいえ、新設でのハウスの建設費は高額な上、近年のコロナ禍や原油高により更に資材が高騰し、自己資金を持たない新規就農者には大きなハードルとなっています。

今後の展開方向等(※4)

川南町の課題は、町の主要産業の担い手である農業者が減少していることで、早急に「農業後継者の確保と育成」が必要です。しかし、新規就農を行うには、農地を探し取得することから始まり、さらに、ハウスの建設費等の高額な初期投資が必要となりハードルが高いことが現状です。

そのため、事業を活用して「川南町トレーニングハウス就農団地」として低コスト耐候性ハウスを整備し、継続的に新規就農者を受け入れ産地を維持していきます。令和4年度に20aを2棟、令和5年度と令和6年度にそれぞれ60aのハウスを整備し、新規就農者に年間の費用を抑えたリース事業として貸し出し、初期投資を軽減させ農業の担い手を育成していきます。就農用のハウスを整備する場所は、2年間研修を行うトレーニングハウス付近に団地化することで、施設や機械の共同利用、定植やビニール張りを相互協力で行い、費用の低コスト化、労働力の省力化を実現させていきます。

新規就農者の募集には、本町の風土である開拓の町という移住者を受け入れやすい特質を生かして、主要都市圏で行われる就農・移住相談会に積極的に参加し、全国から就農希望者を呼びよせます。「トレーニングハウス就農団地」を町の人口減少対策の主力事業として推進していきます。「農業と移住の町」というイメージを定着させ、持続的に移住者を受け入れることで町全体の活性化が見込まれます。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
川南町	川南町農村地域地区	農地等補完保全整備(産地振興追加補完整備)	株式会社アグリトピアおすず	有	二	R4
川南町	川南町農村地域地区	農地等補完保全整備(産地振興追加補完整備)	株式会社アグリトピアおすず	有	二	R5
川南町	川南町農村地域地区	農地等補完保全整備(産地振興追加補完整備)	株式会社アグリトピアおすず	有	二	R6
川南町	川南町農村地域地区	農地等補完保全整備(産地振興追加補完整備)	川南町	有	二	R6

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

3 活性化計画の区域(※1)

川南町農村地域地区(宮崎県川南町)	区域面積(※2)	8,747ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係： 【区域面積】8,747ha＝【町の総面積】9,012ha－【用途地域】265ha 本町の総面積9,012haのうち、林野と農地面積は6,413haとなっており全体の71%を占めています。 また、農林業者数は、2,296人(2015年国勢調査)で、全就業者数8,271人(2015年国勢調査)の約27.8%を占めており、農林業が重要な産業となっています。</p>		
<p>②法第3条第2号関係： 農林業センサスによると、2015年(平成27年)から2020年(令和2年)の5年間で、本町の総農家数は937戸から788戸と15.9%減少、農業経営体数も771戸から682戸と11.5%担い手が大きく減少する一方、65歳以上の基幹的農業従事者数は665人から627人と5.7%の微減となり、高齢化だけは進んでいる状況です。このような中、新規就農者用の「川南町トレーニングハウス就農団地」を整備することで、移住により若い農業の担い手を確保し、地域全体を活性化させていきます。</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 区域設定については、都市計画区域内の用途地域を除いて設定しており、既に市街地を形成している区域はありません。</p>		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所			
該当なし													

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	該当なし					
工作物	該当なし					
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

該当なし

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	該当なし	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)	該当なし	
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)	該当なし	
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)	該当なし	
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)	該当なし	
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)	該当なし	
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)	該当なし	

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画の目標の達成状況の評価は、以下の方法により行うこととします。

目標:【「川南町トレーニングハウス就農団地」を整備することで増加する移住による新規就農者数】

移住による新規就農者数は、前居住地の住民票の写し、「川南町トレーニングハウス就農団地」のリース契約書、青年等就農計画書の認定書をもって判断します。

目標達成状況は、川南町新規就農者支援協議会にて評価を行います。川南町新規就農者支援協議会は、川南町、尾鈴農業協同組合、株式会社アグリトピアおすず、宮崎県にて組織されています。